



The
Building
Center
of
Japan

BR設-500-15

平成12年6月1日制定
平成12年10月6日改訂
平成12年11月20日改訂
平成13年4月2日改訂
平成13年11月21日改訂
平成15年3月31日改訂
平成15年6月27日改訂
平成16年4月1日改訂
平成17年4月22日改訂
平成20年5月1日改訂
平成22年7月1日改訂
平成23年4月1日改訂
平成24年4月1日改訂
平成30年6月4日改訂
令和6年3月15日改訂

浄化槽等性能評価申請要領



一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

評定部 環境防災課

目 次

§ 1. 性能評価の対象	1
§ 2. 性能評価手続きの流れ	1～
★浄化槽の性能評価手続きの流れ	
☆浄化槽以外の性能評価手続きの流れ	
§ 3. 性能評価に要する費用	7
§ 4. 性能評価の取り下げ	7
§ 5. 性能評価案件の公表	7
§ 6. 性能評価申請資料（性能評価申請書添付図書）の作成要領	8～

◆付属資料

◇ 委員会（受理審査）における申請者ヒアリングの留意事項	付属資料 1
◇ 部会訂正資料及び委員会資料について	付属資料 2
◇ 申請資料の最終版について	付属資料 3

▲様式

△ 性能評価申請書	様式 1
△ 構造方法の概要	様式 2
△ 標準設計諸元表	様式 3
△ 性能評価申請浄化槽の「設計基準」、試験槽の設計基準 および試験槽実数値の比較表	様式 4
△ 取り下げ届	様式 5

★別添資料

- ☆ 浄化槽の性能評価方法
- ☆ 浄化槽の性能評価方法細則

改訂履歴

- 2000.10.6
 - ・浄化槽の業務方法書改訂に伴い、附則を追記
 - ・総務部経理課直通電話番号開設に伴う電話番号修正
 - ・「浄化槽の性能評価方法細則」において整理された試験員の要件等に伴う表現等の修正
- 2000.11.20
 - ・附則 3 の誤記修正「1cm/sec」→「10cm/sec」
- 2001.4.2
 - ・建築基準法施行令改正に伴う文章修正（合併処理浄化槽関連）
- 2001.11.21
 - ・浄化槽の業務方法書改訂申請に伴い、附則を追記・修正し、かつ、「附則」を「性能評価区分」に改めた
- 2003. 3.31
 - ・浄化槽の業務方法書改訂申請に伴い、「性能評価区分」に今回 2 区分を追加
 - ・様式集のうち、「構造方法の概要」の p1、「5.維持管理頻度等」を修正
- 2003. 6.27
 - ・6/1 付け組織変更、設備課→設備防災課による改訂
 - ・様式集のうち、「構造方法の概要」の p3、「8.装置の概要 (7)単位装置の概要」の記載例を修正
- 2004. 4.1

- ・委員会資料必要部数の変更（12部→11部）
- ・設備防災課（設備班）電話番号の変更に伴う修正
- ・その他、字句修正等

●2005.4.22

- ・申請書様式に関する記載部分変更（あくまでも記入項目の記入例として位置付け変更。最新申請書様式は当財団ホームページよりダウンロードするようにお願いいたします。）

●2008.5.1

- ・個別性能評価申請要領を追加

●2010.7.1

- ・委員会資料必要部数の変更（11部→10部）

●2011.4.1

- ・一般財団化に伴う名称及び会社ロゴの変更

●2012.4.1

- ・性能評価申請資料の必要部数の変更

●2018.6.4

- ・委員会資料及び部会必要部数の変更
- ・その他、誤記の修正

●2024.3.15

- ・設備防災課→環境防災課
- ・申請資料にPDF ファイルを追加
- ・送付・送信方法の見直し
- ・§ 6.1. 性能評価申請資料の体裁について
※ダイジェスト版に代表人槽の図面を必須に
- ・§ 6.2. 性能評価申請資料の各目次項目について
 - ⑧試験に供する試験槽図面欄の部分詳細図（）内及び試験浄化槽が特定できる図面としてくださいを追記
 - ⑨試験結果報告書欄に登録申請時及び6か月経過時の評定書・評定報告書を追加

浄化槽等性能評価申請要領

当財団が行う浄化槽等の性能評価は、建築基準法令に基づき浄化槽等の性能、構造の妥当性について、技術評価を行うものです。

この技術評価を行うため、当財団に学識経験者により構成される「浄化槽審査委員会」(以下「委員会」という。)を設置しています。

なお、性能評価申請(以下、単に「申請」という)にあたっては、この申請要領に従って十分御検討のうえ、該当項目に関する資料を的確に取り揃えて下さい。

§ 1. 性能評価の対象(個別の性能評価を含む)

■ 性能評価の対象となる浄化槽等は次に該当し、実用化を目的としたものとします。

- (1) 建築基準法第31条第2項又は同法施行令第35条第1項の規定に基づき、大臣の認定を必要とする「尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽」

【評価例】

処理対象人員及び処理性能に応じた構造が、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の構造方法(昭和55年建設省告示第1292号)に定めた構造以外の浄化槽。

- (2) 建築基準法施行令第29条の規定に基づき、国土交通大臣の認定を必要とする「くみ取り便所」
(3) 建築基準法施行令第30条の規定に基づき、国土交通大臣の認定を必要とする「特殊建築物の便所」

§ 2. 性能評価手続きの流れ

■ 申請から、性能評価完了までの手続き流れは以下のとおりです。

なお、不明な点は、事務局担当者(評定部 環境防災課)宛にお問い合わせ下さい。

また、申請にあたっては、本要領の他に以下の文書をお読み下さい。

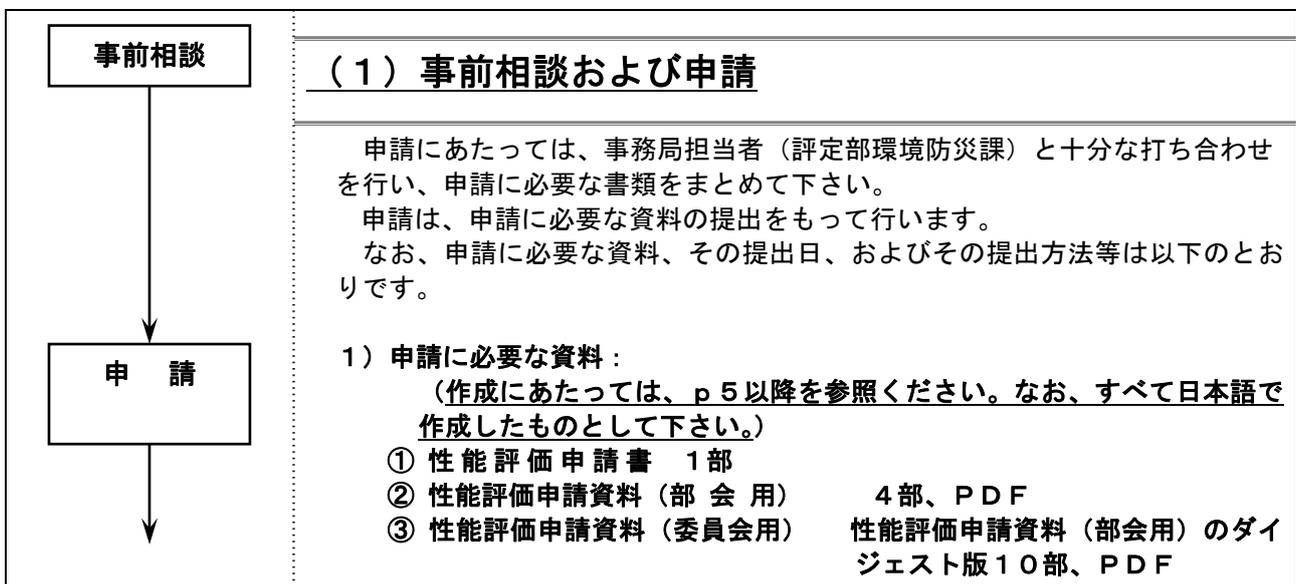
☆ 性能評価業務のご案内

☆ 性能評価業務規程

☆ 性能評価業務約款

☆ 性能評価手数料一覧表

★浄化槽の性能評価手続きの流れ【性能評価試験タイプ】(§ 1. (1) 関連)



- 2) 提出日：
・委員会開催日の1週間前までに御提出下さい。
- 3) 提出方法：
・直接持ち込み、郵送、メールといたします

直接持ち込みの場合：事務局担当者と持ち込み日時との約束をとられることを
お願いいたします。

郵送による場合：用紙（様式等は特別指定いたしません。）に、
資料発送日、到着予定日等の情報を記入いただき、事
務局担当者宛にメールで送信して下さい。

申請に必要な
資料の
受領・受理
(事務局)

(2) 申請に必要な資料の受領・受理(事務局)

(1)に従い、申請された案件については、事務局にて資料受領の事前確認
を行います。

ただし、次のような場合には受領できない場合があります。

- 1) § 1に規定されているもの以外のもの。
- 2) 申請資料に必要な事項がすべて記載されておらず、申請内容が明確にな
っていないもの。
- 3) 要求している資料の一部が不足しているもの。

受領できないと判断されたものは、受領できない理由を説明して、提出され
た資料をお返しします。

受領した申請案件は受理し、続いて評価手数料のご請求となります。

申請案件に係る評価手数料は、後日請求書を送付いたしますので、所定の金
融機関に早めにお振込み下さい（入金を確認されない場合は、(7)の性能評価
書の発行ができませんので御注意下さい。）。

評価手数料の振り込み方法等については、請求書を参照下さい。

なお、『(3)委員会(審議)』に先立ち、受理にあたって特別に技術的判断が必
要と思われる案件は、必要に応じて評価員を加えて申請書類の確認を行います。

委員会
(審議)

(3) 委員会(概略審議)

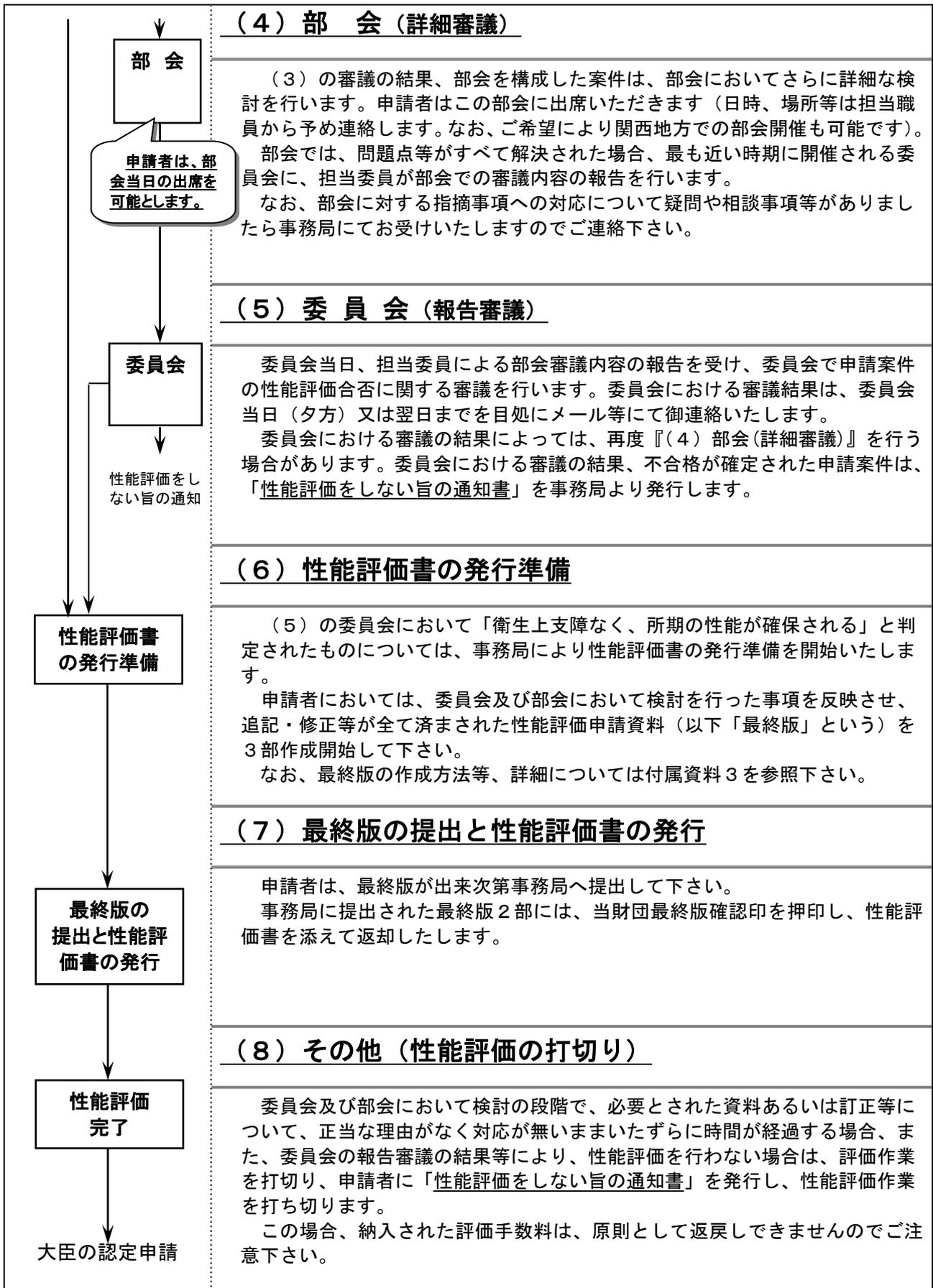
委員会では、(2)により受理された案件について、提出資料に基づき、試験
の不備、データの矛盾、試験槽規模と性能評価申請範囲の妥当性判断などにつ
いて審議します。

申請者は、この審議にあたり必要に応じて委員会当日に出席いただき、申請
内容の概要説明（以下「ヒアリング」）をお願いすることがあります（ヒアリン
グ時の概要説明は、委員会資料に基づき10分以内でお願いします。）

審議において、申請案件に対し、試験の不備、データの矛盾が認められた場
合など、部会を構成してさらに詳細な審議が必要と認められた場合は、部会担
当委員（2～3名程度）を決定し、部会を構成します。この部会の開催日時、開
催場所等については、委員会当日（夕方以降）又は翌日にメールで御連絡いた
します。

なお、ヒアリングの方法等については、付属資料1を参照して下さい。

申請者は、必要に応じて委
員会当日の出席をお願いします。



(4) 部会 (詳細審議)

(3)の審議の結果、部会を構成した案件は、部会においてさらに詳細な検討を行います。申請者はこの部会に出席いただきます(日時、場所等は担当職員から予め連絡します。なお、ご希望により関西地方での部会開催も可能です)。部会では、問題点等がすべて解決された場合、最も近い時期に開催される委員会に、担当委員が部会での審議内容の報告を行います。なお、部会に対する指摘事項への対応について疑問や相談事項等がありましたら事務局にてお受けいたしますのでご連絡下さい。

(5) 委員会 (報告審議)

委員会当日、担当委員による部会審議内容の報告を受け、委員会で申請案件の性能評価可否に関する審議を行います。委員会における審議結果は、委員会当日(夕方)又は翌日までを目処にメール等にて御連絡いたします。委員会における審議の結果によっては、再度『(4)部会(詳細審議)』を行う場合があります。委員会における審議の結果、不合格が確定された申請案件は、「性能評価をしない旨の通知書」を事務局より発行します。

(6) 性能評価書の発行準備

(5)の委員会において「衛生上支障なく、所期の性能が確保される」と判定されたものについては、事務局により性能評価書の発行準備を開始いたします。申請者においては、委員会及び部会において検討を行った事項を反映させ、追記・修正等が全て済まされた性能評価申請資料(以下「最終版」という)を3部作成開始して下さい。なお、最終版の作成方法等、詳細については付属資料3を参照下さい。

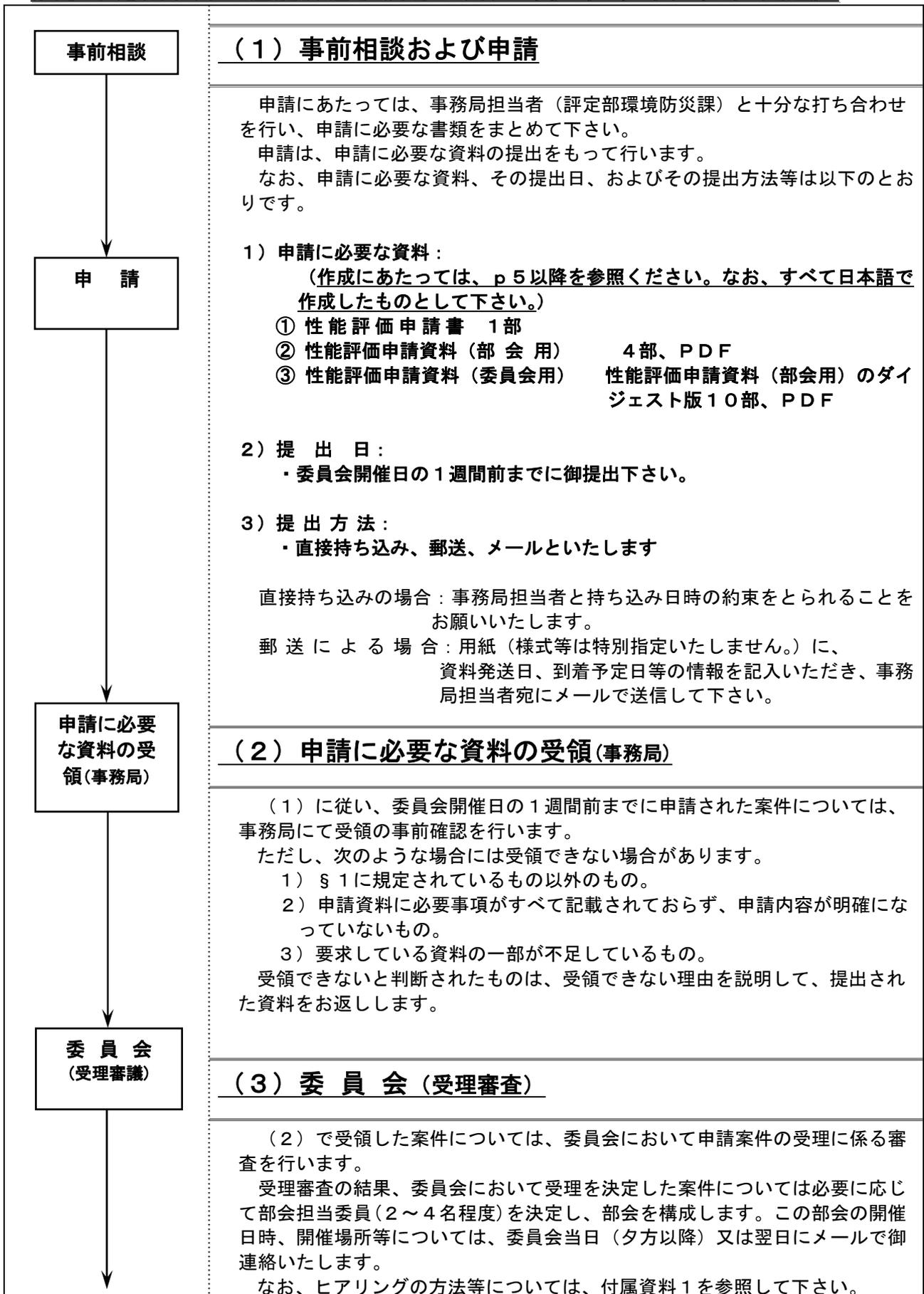
(7) 最終版の提出と性能評価書の発行

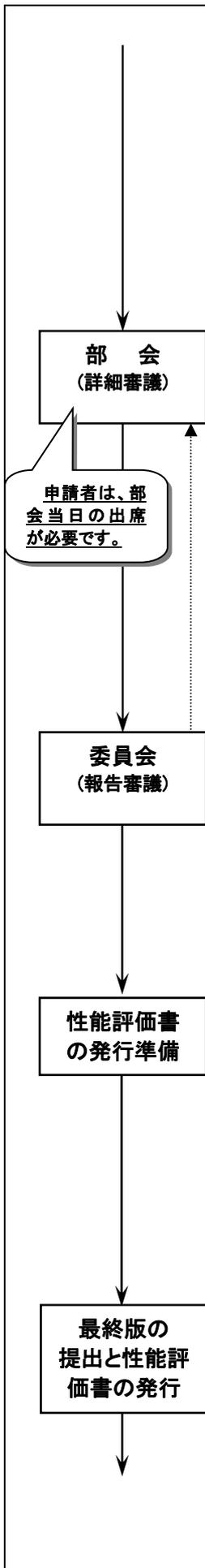
申請者は、最終版が出来次第事務局へ提出して下さい。事務局に提出された最終版2部には、当財団最終版確認印を押印し、性能評価書を添えて返却いたします。

(8) その他 (性能評価の打ち切り)

委員会及び部会において検討の段階で、必要とされた資料あるいは訂正等について、正当な理由がなく対応が無いままに時間が経過する場合、また、委員会の報告審議の結果等により、性能評価を行わない場合は、評価作業を打ち切り、申請者に「性能評価をしない旨の通知書」を発行し、性能評価作業を打ち切ります。この場合、納入された評価手数料は、原則として返戻しできませんのでご注意下さい。

★浄化槽の性能評価手続きの流れ【性能評価試験外タイプ】（§ 1.（1）関連）
及び浄化槽以外の性能評価手続きの流れ（§ 1.（2）、（3）関連）





一方、委員会における受理審査の結果、受理できないと判断されたものは、受理できない理由を説明して、提出された資料をお返しします。

申請案件に係る評価手数料は、委員会において受理審査後、委員会で受理することが決定された場合についてのみ、後日請求書を送付いたしますので、所定の金融機関に早めにお振込み下さい（入金が確認されない場合は、(6)の性能評価書の発行ができませんので御注意下さい。）。

評価手数料の振り込み方法等については、ご請求書を参照下さい。

(4) 部会 (詳細審議)

部会では、申請者の方に出席いただき、担当委員により詳細な検討が行われます。

申請者は、部会において提出資料の説明をしていただくとともに、担当委員の質疑に答えていただき、問題点がすべて解決するまで行われます。なお、必要に応じて補足試験等に担当委員が立会いをする場合があります。

部会において生じた指摘事項等に対する訂正・回答は、すみやかに作成いただき、事務局担当者へご提出下さい（『部会訂正資料及び委員会資料について(付属資料2)を参照』）。

部会において問題点がすべて解決された案件については、最も近い時期に開催される委員会に、担当委員が部会での審議内容の報告を行います。

(5) 委員会 (報告審議)

委員会当日、担当委員による部会審議内容の報告を受け、委員会で申請案件の審議を行います。委員会における審議結果は、委員会当日（夕方）又は翌日にメールで御連絡いたします。

委員会における審議の結果によっては、再度『(4) 部会 (詳細審議)』を行う場合があります。

(6) 性能評価書の発行準備

(5)の委員会において「衛生上支障なく、所期の性能が確保される」と判定されたものについては、事務局により性能評価書の発行準備を開始いたします。

申請者においては、委員会及び部会において検討を行った事項を反映させ、追記・修正等が全て済まされた性能評価申請資料（以下「最終版」という）を3部作成開始して下さい。

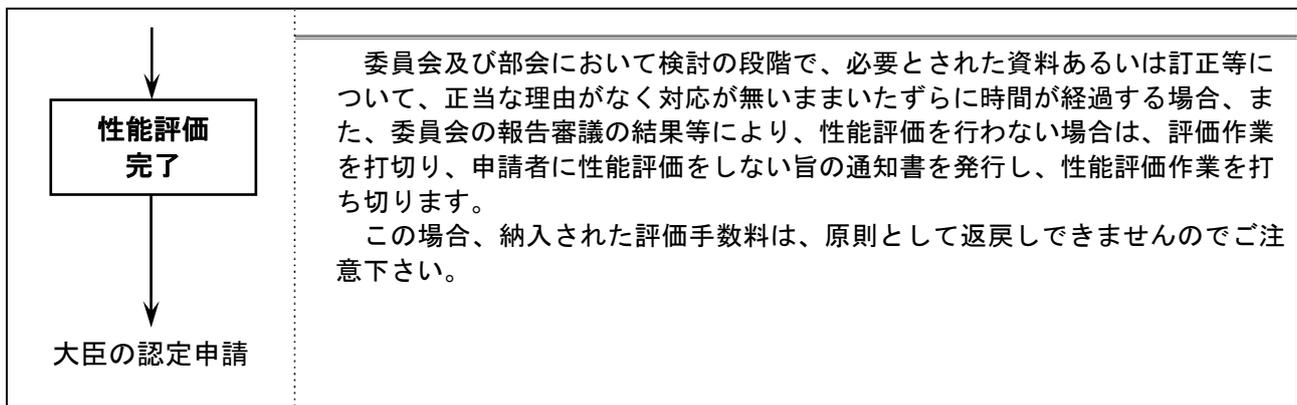
なお、最終版の作成方法等、詳細については付属資料3を参照下さい。

(7) 最終版の提出と性能評価書の発行

申請者は、最終版が出来次第事務局へ提出して下さい。

事務局に提出された最終版2部には、当財団最終版確認印を押印し、性能評価書を添えて返却いたします。

(8) その他 (性能評価の打切り)



§ 3. 性能評価に要する費用

- 本性能評価にあたっては、別に定める「手数料一覧表」に掲げる額が必要となります。
ご請求は、申請案件の受理後に請求書を送付いたしますので、所定の金融機関に早めにお振込み下さい。入金を確認されない場合は、性能評価書の発行ができませんのでご注意ください。

§ 4. 性能評価の取り下げ

- 申請者側のご都合等により、性能評価書等を交付前に性能評価等の申請を取り下げる場合には、その旨及び理由を記載した取り下げ届（様式5）をご提出下さい。

§ 5. 性能評価案件の公表

- 性能評価された案件については、『性能評価を受けた者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地』、『性能評価番号』、『性能評価年月日』、『性能評価を受けた種類』、および『概要』等を、申請者の了解を得たものについて当財団の機関誌、ホームページ等で公表いたします。

§ 6. 性能評価申請資料の作成要領

1. 性能評価申請資料の体裁について

- 1) 目次を作成し、目次毎に的確な資料をまとめ、A 4サイズで2穴アケ等のファイル綴じとしてください。
(図面等A 4サイズを越えるものは、A 4に織り込んでください。)。また、ファイルの表紙には、
 - ・「性能評価を受けようとする構造方法又は建築材料の名称」
 - ・「申請者名」を必ず明記してください。
- 2) 申請資料は、誤字、脱字、また資料全体を通して件名、型式名、単位等の不整合がないように注意して作成して下さい。
- 3) 構成単位装置として構造方法の指定単位装置を流用する場合、当該装置名称は構造方法で使用している名称とすること（明らかに構造方法の「接触ばっ気槽」と同一の設計基準としているのに、別の特別な名称を用いるようなことはしないで下さい。）。
- 4) 次の目次は、「性能評価試験タイプ」にのみ適用されます。それ以外の性能評価申請にあたっては、浄化槽性能評価業務方法書第2条（2）から（9）で要求される性能評価用提出図書の項目のとおり、申請資料を作成して下さい。
- 5) 目次項目毎に中扉を付け、中扉にタブ（項目目印用）を付してください。
- 6) 資料全般を通じ、目次項目毎のページ（例えば「構造方法の概要」の場合、1-1, 1-2, 1-3……）を中央下に記入してください。
- 7) 資料作成にあたっては、日本語により可能な限りワープロ等で作成してください。
- 8) 各目次項目毎の詳細については次ページ以降を参照してください。

浄化槽等性能評価申請資料 目次
性能評価申請書（写し）
① 構造方法の概要（様式2）
② 構造・機能説明書
③ 設計基準
④ 標準設計諸元表（様式3）
⑤ 材料・材質及び機械設備の仕様
⑥ 標準設計図
⑦ 技術資料
⑧ 試験に供する試験槽図面（詳細図含む）
⑨ 試験結果報告書
⑩ 施工要領書
⑪ 維持管理要領書
⑫ 会社概要
その他

※：性能評価申請資料（部会用）のダイジェスト版は、最低必要と思われる内容を部会用資料から抜粋するという形式としてもかまいません。ただし⑥標準設計図（代表人槽及び必要に応じてパターン図）は必ず入れる事。

2. 性能評価申請資料の各目次項目について

目次	資料作成に当たる留意事項など
性能評価申請書	様式1により作成された性能評価申請書原本のコピーを添付してください。
①構造方法の概要	様式2を用い、例に従い作成したものとしてください。原則としてワープロ等で浄書きして下さい。
②構造・機能説明書	各単位装置の構造・機能上の特徴を、フローシート順に、図やイラストなどを併用し、わかりやすく説明して下さい。
③設計基準	「構造方法の概要」(様式2)の「8. (7) 各単位装置の概要」で記載した内容として下さい。
④標準設計諸元表	「標準設計諸元表」(様式3)により作成して下さい。なお、申請浄化槽の内容に応じて、様式3の項目を追記・変更してもかまいません。 なお、「⑥標準設計図」で提出した図面に対応する人槽・規模に係る諸元表として下さい。 なお、個別性能評価の場合は上記に準じた「設計諸元表」として下さい。
⑤材料、材質及び機械設備の仕様	主要施設部分の材料、材質及び機械設備について説明して下さい。(通常の施設の場合には、機器リストでもかまいません。) (例) 接触材の場合 ・ 接触材の形状、寸法 ・ 接触材の材質(特殊なものにあってはその製造方法も) ・ 比表面積(m^2 / m^3)
⑥標準設計図	(1) フローシート (2) 平面図、断面図(二面以上)等の構造図(ただし、配管が分る図面とする) (3) 部分詳細図(分りにくい部分は、別途鳥瞰図を作成して下さい。) (4) マンホール30cm嵩上げ時の視野図(5~10人槽) (注) ・ 処理対象人員50人までで、かつ各人槽の形状、寸法が確定している工場生産型浄化槽は、申請希望人槽全ての設計図を提出して下さい。 ・ 現場設置型鉄筋コンクリート造等の非工場生産型浄化槽の設計図は、標準的なものを数機種(人槽)として下さい。 ・ 図面番号を付して下さい。 なお、個別性能評価の場合は上記に準じた「設計図」として下さい。
⑦技術資料	処理原理並びに容量などの算定式を設定するための基礎資料(設計基準の設定根拠及び妥当性が判断できる実験成績や文献資料)また、付帯装置(具体的には、定量移送ポンプ、各種センサー、砂ろ過装置、活性炭吸着、リン吸着筒など)の基礎資料、および、それらが、スケールアップ後の浄化槽にも使用可能であることを示す資料を添付して下さい。 なお、この基礎資料は文献資料のみでなく、室内実験やフィールド実験データ等、実排水を用いた自主試験等に基づいたものとして下さい。 また、「浄化槽の性能評価方法、同細則」に基づく試験を行い、各人槽ごとで、断面形状の相似性が保たれていない場合や、槽容量が試験浄化槽の人槽倍になっていない場合等は、トレーサー試験や流動性等を行い、設計基準として設定した容量、寸法に係る基準によっても十分に処理性能が確保されることを示す根拠を添付して下さい。 個別性能評価の場合は上記に準じた資料として下さい。

目次	資料作成に当たる留意事項など
⑧試験に供する試験槽図面（詳細図含む）	<p>試験に供した試験槽の平断面図、部分詳細図（ろ材・接触材・担体（材質・比重・表面積等）、散気管・逆洗管（穴位置、数、径等）、揚水管・汚泥移送管等（配管径等）の詳細図を含む）を添付して下さい。試験浄化槽が特定できる図面としてください。</p> <p>なお、モデルプラントを用いて試験を行った場合は、当該プラントの平断面図、部分詳細図を添付するとともに、モデルプラントの設計資料及びその根拠にあたる資料を作成し、併せて添付して下さい。</p> <p>また、様式4により作成した「性能評価申請浄化槽の「設計基準」、試験槽の設計基準および試験槽実数値の比較表」も併せて添付して下さい。</p> <p>個別性能評価の場合は必要に応じ、添付して下さい。</p>
⑨試験結果報告書	<p>申請者は、当財団または統括試験員が発行した試験成績書を基に、申請浄化槽の性能を総合的に評価し、試験結果報告書としてまとめ、提出して下さい。</p> <p>試験結果報告書は付属資料として以下の書類を本項目に併せて添付して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●試験成績書（写し）（管理性能評価結果、水質分析結果等を含みます） ●試験設定条件等に係る確認書・契約書等の書類（写し） ●当財団評定部浄化槽試験所以外で試験を行ったものは、加えて以下の書類を添付 <ul style="list-style-type: none"> ☆「監査人、統括試験員、実施試験員の登録申請書（写し）」 ☆試験実施現場全景、試験実施状況写真集（抜粋で可） ☆その他、性能評価にあたり試験員が必要と判断した書類、データ等 ☆登録申請時及び6か月経過時の評定書・評定報告書 <p>個別性能評価の場合の提出資料は事務局担当者（評定部環境防災課）と相談して下さい。</p>
⑩施工要領書	<p>施工手順に従って、評価申請の浄化槽固有の施工仕様について、記載して下さい。特に注意して 施工をしなければならない項目については具体的に説明して下さい。</p> <p>なお、具体的な数値又は方法を示してほしいものとしては、次のようなものがあげられます。</p> <p>例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 許容地耐力：〇t/m² 2) 最深積雪量：〇cm 3) 施工に必要な広さ：〇m²又は〇m×〇m 4) 浄化槽機材の搬入、残土搬出に必要な広さ：〇m²又は〇m×〇m 5) 掘削深さ： 6) 捨てコンクリートの厚さ：〇cm 7) 流入管、放流管の管底：〇cm 8) 排気管・立上り管：〇m 9) 特殊な荷重のかかる場合の補強方法 10) 積雪対策、寒冷地対策 11) 浮上防止対策 12) 基礎に高低差が生じる場合の対策 13) 据え付け方法 14) 管の接続方法 15) 送風機の取り付け方法

目次	資料作成に当たる留意事項など
⑪維持管理要領書	<p>申請の浄化槽固有の維持管理方法を記載し、特に留意して維持管理を行わなければならない項目については詳細に説明して下さい。</p> <p>例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用者への説明 <ol style="list-style-type: none"> (1) 浄化槽のしくみ (2) 設置届の有無、無届けの場合は、届出の必要性和手続き (3) 維持管理契約の有無、その必要性 (4) 使用前の確認事項 <ul style="list-style-type: none"> 電源が入っているか 槽が満水になっているか 薬剤が入っているか (5) 使用上の注意 <ul style="list-style-type: none"> 電源を切らないこと 異物を投入しないこと 紙は水溶性のものを使用すること 便器洗浄に薬剤を使用しないこと 使用後に水を流すこと 槽の上、周囲に物を置かないこと マンホールの蓋が外れないようにすること (6) 維持管理頻度 <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽法令等に定められた頻度 2. 保守点検の内容 3. 清掃内容 4. 維持管理体制
⑫会社概要	会社パンフレットを添付いただいても結構です。
その他	①から⑫のほか、性能評価申請にあたり必要と判断される資料等がありましたら、添付して下さい。

注) 性能評価区分について

本申請要領に付属する性能評価区分は、当財団浄化槽性能評価業務方法書(便所性能評価業務方法書)に記載の事項をもとに、性能評価区分に応じて必要とされる申請図書目次、評価基準、解説、留意事項等について記載したものです。性能評価申請にあたっては、該当する性能評価区分を必ず参照下さい。

なお、性能評価区分は、本申請要領様式集の次に掲載されています。

性能評価区分1 (性能評価試験タイプ)

「浄化槽の性能評価方法、同細則」に基づき実施された試験結果に基づく浄化槽の性能評価の方法(評価基準)と留意事項を記載

性能評価区分2～

性能評価区分1以外の性能評価用提出図書(申請資料目次)、及び性能評価方法について記載。